

令和2年12月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和2年12月22日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和2年12月22日(火) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課長 正林 寿和
学校教育課長 森口 伸吾 生涯学習課長 萱野 健治
こども課長 岡 一行 中央公民館長 深本 恵里
教育相談センター長 林 民和 教育総務課長補佐 浦 貴則
生涯学習課長補佐 中林 正 こども課長補佐 城野 将志
教育総務課企画総務係長 久保田 芳弘 学校教育課指導係長 川原 一真
青少年センター主幹 大野 恵章

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 (仮称)紀見こども園整備計画の概要について

報告第3号 学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について

報告第4号 旧信太小学校活用事業の進捗について

報告第5号 紀見地区公民館の建設について

5 付 議 事 項

議案第1号 杉村奨学褒賞及び田中久美子すこやか褒賞受賞者の選考について

議案第2号 森脇慶一郎善行褒賞受賞者の選考について

議案第3号 橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第4号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号 橋本市社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則について

6 そ の 他

協議事項

連絡事項

開会 午前9時00分

教育長 おはようございます。
皆さんお揃いですので、教育委員会12月定例会議を開催します。
最初に、前回会議録の承認について、吉田委員よろしく申し上げます。

吉田委員 正確に記載されていきました。

教育長 ありがとうございます。
今回の会議録署名委員の指名についてですが、田中委員よろしく申し上げます。

田中委員 はい、わかりました。

教育長 それでは、早速ですが、報告事項に入らせていただきます。

教育長 報告第1号 教育状況について、私のほうから報告させていただきます。
12月議会は、12月18日（金）に閉会しました。教育委員会が答弁しました一般質問は、高本議員から「公民館等公共施設使用料負担増の計画について」、小西議員から「小中学校の制服（ズボン導入）について」、堀内議員から「教育長の課題と成果についてNO2」がありました。一般質問で、議会答弁について、教育状況報告の中で教育長が詳しく説明するようお願いをいただきましたが、私自身の主観が入って誤解を招くようなことが危惧されますので、今後、議会の翌月の定例会で事務局から会議録の報告をさせていただくようにします。その際、委員各位からのご意見をいただきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

また、条例関連で教育委員会が関係する事項で「橋本市部落差別の解消を推進する条例について」「橋本市文教施設維持管理基金条例について」「橋本市文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について」、また、これらに類する「社会体育施設」「都市公園」「温水プール」についての条例の一部を改正する条例、「公の施設の指定管理者の指定について」（令和3年から、5年間、公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者に指定することについて）の審議があり、これらのことは、全て可決されました。

また、文教厚生委員会では、所管事務調査で、①地区公民館のあり方と今後について、②学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について、③旧信太小学校活用事業の進捗について報告を行いました。

本日は、報告5件、議案5件があります。よろしく申し上げます。

最後に、本年もあと少しです。本年は、コロナ感染対策という未曾有の一年でありました。一日も早い収束を祈るばかりです。そのような中で、委員各位には今年一年、定例会の場を中心にして、いろいろなところで心のこもったご提言やご発言をいただき、教育委員会事務局を支えていただいたと痛感しております。心からお礼申し上げます、教育状況の報告とさせていただきます。

教育長

この報告事項について、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ないようですので、早速ですが、報告第2号（仮称）紀見こども園整備計画の概要についての報告をお願いします。

こども課長

おはようございます。

それでは、紀見こども園整備計画の概要につきまして、この度市の方針が決定しましたので報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。（仮称）紀見こども園の整備計画の趣旨ですが、この度、公立園の幼児教育・保育サービスの量の確保と質を継承し、施設の老朽化と利用園児数の減少等に対応するため、紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園、柱本幼稚園の北部4園を統廃合し、令和7年度に公設公営の幼保連携型認定こども園を新規開園するものです。今回報告させていただく整備計画の方針・決定事項は、主に4点です。まず一点目は、これまでは施設の老朽化が進んでいる紀見保育園と紀見幼稚園の統廃合を検討していましたが、この2園に近年園児数の減少が続いている境原幼稚園と柱本幼稚園を含めた北部地域の公立4園をこども園化の対象としました。二点目は、計画地の変更です。右の2ページに新しい計画地の位置図を載せておりますが、これまでは胡麻生の紀見保育園を建て替える方向で検討していましたが、しかし、前面市道の幅員が狭いことや工事中の代替保育が難しいことから、周辺環境の利便性と安全面を考慮いたし、この度、市内北端となりますが、紀見ヶ丘の柱本幼稚園の場所を新計画地といたしました。施設につきましては、1ページの2.施設概要のとおりです。三点目は、開園年度についてです。計画地等選定の経緯にもありますが、昨年本市が作成しました第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画では最短で令和6年度と記していましたが、在園児への影響を鑑みまして、令和7年4月の開園を目指すことになりました。主なスケジュールにつきましては、1ページの4.主なスケジュールのとおりでございます。最後の四点目は、本市で初めての公設公営の幼保連携認定こども園整備計画であることです。資料をめぐっていただきまして、3ページ・4ページをお願いいたします。これまで本市は、指定管理制度や公私連携方式により民営化を進めてきましたが、今回の計画は、直営方式の公設公営のこども園計画としています。参考としまして、令和7年度時点を想定して、市内の保育所・こども園の施設数を3ページに、市内全体の配置図を右の4ページに示しました。今回の計画は、本市にとっても最後のこども園計画となります。単独の幼稚園は、この時点ですべてこども園に移行いたします。年度は少し先になりますが、公設公営であることから、こども課としましては、施設のハード面に加えまして、ソフト面の保育士、幼稚園教諭、調理師等の職員の連携につきましても図っていきたいと考えております。簡潔ですが、整備計画の概要についての報告は以上です。

教育長

報告が終わりました。今の報告について、ご質問ご意見等はございませんか。

米田委員

公設公営の“公営”となったのはなぜなのかを詳しく教えてください。

こども課長 まず一点は、職員がいることです。公設民営にしてしまいますと、現役の保育士や幼稚園教諭はすべて現場で働くのではなく別のところに移ってもらうことになるのですが、経験豊富な先生がせっかくいらっしゃいますので、公立で一つは残していきたいというところがやはり本市にはありましたので、公設公営でいかせていただきました。

教育長 よろしいですか。

米田委員 それが一点で、あと何かあるのですか。

こども課長 一つは、残したいという趣旨があります。あと、経験豊富な先生がいらっしゃるというのが二点目です。被るかもしれませんが、すべて民営にしてしまいますと、せっかく公立でやってきたことが、やはり直接提供できないというのもあります。そういう現場の声がありましたので、その点を含めまして、ここは公設公営ということで提案しました。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 境原幼稚園、柱本幼稚園、紀見保育園、紀見幼稚園。言ってみれば、かなり離れた三ヶ所の地域がこの紀見こども園ということで柱本幼稚園跡地に建設されるということですが、アクセスについては、将来どういうふうを考えておられますか。三ヶ所が、かなり離れていると思うのですが。

こども課長 アクセスにつきましては、保護者の方に送迎をお願いする形になります。これは、こども園ということで、今も保育園の保護者の方にやっていただいている形になるのですが、保護者の送迎でお願いしたいと考えております。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 今までも、これだけ離れた形で統合ということに至ったこども園もかなりあるのですか。

こども課長 今までも、すみだこども園をする時に、山内であったり恋野であったり、かなり離れていました。高野口こども園につきましても、信太、向島、大野、この辺りも離れていました。今回の紀見こども園につきましても、相当離れていることになるのですが、これらの前例がありましたので、思い切って4園を統廃合させていただく形になります。

吉田委員 分かりました。

教育長 吉田委員、よろしいですか。

吉田委員 はい。

田中委員 二点お聞きします。

今、吉田委員がおっしゃったのと同じで、きっと土地的に、境原幼稚園、紀見幼稚園などは統合を一緒にされるということですが、他のこども園が近いので、バスなどは出さないという選択肢があるということで計画されているのかなと私は資料を読ませていただいて思いました。そうすると、幼稚園は今こども園になって、学区はないですよ。紀見幼稚園と境原幼稚園のお子さんは、きっと近くの橋本こども園などに通われるのかなと思うのですが、紀見ヶ丘まで通うとなると、私ならなかなかこども園に通わずのは遠いなと思います。紀見こども園に行かなくて、近くのこども園に行くとなった時に、こども園の受け入れ状況というのはきちんと確保されているのかなというのが少し気になるところです。

教育長 できれば園区も含めて説明していただけたらご理解いただけるかなと思いますので。こども課長、お願いします。

こども課長 まず、園区につきましては昨年撤廃いたしまして、一号認定のお子さんもすべてオール橋本となっております。橋本こども園の受け入れですが、今現在の状況をみますと、立地が市役所の横にあるということ、また、スーパーが横にあり車も停めやすいということもありますので、比較的園児さんについては、ほぼ定数の在園数があります。ただ、この紀見こども園計画につきましては4年後になりますので、市内全体で出生数が緩やかに減少しているということもありますので、その辺りにつきましては、紀見こども園に申し込んでいただく親御さんもいらっしゃる、紀見地区にお住まいでも橋本あるいは隅田のほうのこども園を考える親御さんもいらっしゃるかと思います。今の段階で言いますと、橋本こども園はいい感じで園児さんが入ってくれていますので、4年後もこの形でいけばそういった形で受け入れもできるのではないかなと考えています。

田中委員 私自身は、公設公営のこども園というのはあったらいいなとずっと思っていたので、嬉しく思っています。これで、いろんなこども園ができたので、市が中心となって、交流と、良い所をお互い交換できるようになってくれたらいいなという思いです。よろしくをお願いします。

教育長 他にございませんか。

米田委員 その園区から派生した校区の話に及んでいきたいと思うのですが。柱本小学校の児童数が減ってきていますよね。大所帯の紀見小学校に行くよりも、そのまま児童数の少ない柱本小学校に校区を越えて行きたいと。そういうこともやはり将来的には考えられるのかなという気がするのですが、その辺り、校区の話に及んではいか

がなものでしょうか。

学校教育課長 定められた校区に行ってもらおうというのが現状で、当面、そのような形で柔軟な対応というのは今のところ考えておりません。ただし、もっと小規模な学校が複数になってきた場合は、いろんな適正な教育環境というのがありますので、そういうことが発生した場合は、校区というのとは考えていかないといけないなというふうには思います。

教育長 今回はこども園計画ということで、校区も今後の課題として、また議論していただく場面を持ちたいと思います。

米田委員 例えば、子どもの友達が紀見小学校に行きたいと。自分は地元だから、どうしても柱本小学校だと。せっかく慣れ親しんだ友達同士が離ればなれになってしまうので。そういうことも当然ありますよね。そうことで申し上げた次第です。

教育長 理解できますので、その関連についてはまた考えさせていただきたいと思います。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 一点、もう一度お聞きしたいのですが。
地理的な通園というのか、そういうこととは別に、この紀見こども園の場合、公設公営ということで少し特化した何かを目指しているのか。というのは、以前、紀見幼稚園の運動会を観戦させていただいた時に、園長先生から少し聞かせていただいたのが、紀見幼稚園においても発達に課題のある園児がいるのだということで、その辺り、紀見こども園設立に向けて何かそういう大きな教育目標というのを設定されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

こども課長 こういう園にしたいというのは持っています。申し上げます。
やはり、吉田委員がおっしゃったように、これまでの公立園が小規模少人数で展開してきた、子ども一人ひとりの発達過程に応じた丁寧な保育を継承したいと考えています。今の山田保育園とまではいきませんが、紀見ヶ丘も結構のどかなところにありますし、経験豊富な先生が揃う形になりますので、親御さんに安心して子どもを預けてもらえる園、子育てに悩む若い親御さん自身を更にフォローできるような園にしたいというふうを考えております。以上です。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 どうもありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、報告第2号（仮称）紀見こども園整備計画の概要についての報告を終わらせていただきます。

教育長 続きまして、報告第3号 学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状についての報告をお願いします。

教育総務課長 学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について報告します。

本市では、一昨年の定員超過問題以来、平成31年4月以降、法人等への聞き取り等を行ってきました。令和元年6月に大阪府の本校及び大阪府教育庁私学課を訪問し、本校の定員の状況等について聞き取りをしました。府私学課では、“同法人は定員の状況は改善したが、引き続き指導の対象である”とのことでした。7月に本校を再度訪問し、6月末に雇止めをした地元雇用の復活を求めたりしました。昨年度の定員超過問題を受けて、旧西部中学校の使用ができず、リフォーム代、人件費等の出費がかさんだため、財務状況が厳しいとのことで即答は得られませんでした。さらに、貸付料の分納の相談もありました。市としては、法人の厳しい財務状況に鑑みて、昨年度に限り4回の分割納付を認めました。また、旧西部中学校において、専門学校の設置計画があるともお聞きしました。ただ、詳しくは理事長に直接聞いて欲しいとのことでしたので、同月理事長の来庁を求め、報告を受けました。その中で、昨年の件で、退学者への授業料の返還やリフォーム等の出費により流動資金が厳しい状況にあること、理事長の夢は専門職大学の設置だが費用面から専門学校を設置したいこと、学科は文化観光と観光通訳・ガイドの2学科、定員は全体で160名程度を考えているとのことでした。市としては、専門学校の設置計画と、昨年見送った運動会を実施するなら地元区長会で直接説明されるよう依頼しました。区長会での概要は、2ページ記載のとおりです。その後、本年3月に、法人は令和3年4月開校を目指して、和歌山県知事宛てに学校設置認可申請書を提出しました。その概要は、資料のとおりです。市としては、県の私学審議会での審議状況を見て、地元の皆さんを対象とする説明会を開催するよう法人に要請し、法人もその予定をしていました。ところが、この8月に理事長が来庁し、専門学校の開校を1年延ばすという、計画を延期する意向が示されました。理由は、新型コロナウイルスの影響があまりにも大きく、当初の学生募集計画の実行が困難で、運営面で無理が生じると判断したとのことでした。市としては、5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されたものの、7月以降、それまで以上に感染者が増加したことから、法人の判断を受け入れざるを得ないと考えました。ここまでのことについては、地元山田地区区長会において、市及び法人から随時説明や報告を行ってきました。その主な意見等は、資料記載のとおりです。今後の対応として、開校予定は1年延びましたが、引き続き地元区長会、和歌山県等の関係機関と情報共有しながら、地元の皆さんの理解を得られるよう、法人を指導していきたいと考えています。なお、令和2年度の貸付料については、すでに一括納付されています。また、現在、施設管理に関しては、本校職員が定期的を実施しており、法人から、来年度から地元雇用の復活する意向があること、学校設置の再申請に関して県の文化芸術

課と事前協議を始めたとの連絡があったことを申し添え、報告を終わります。

教育長 報告が終わりました。ご質問ご意見等ございませんか。

米田委員 事前の契約とかなり変わってきたところがあるのかなという気がするのですが、市としては、もうこのままずっと、いつになるかわからない開校までは待ち続けるというスタンスでよろしいのでしょうか。

教育総務課長 法人との契約の中で、30年間土地を貸しますという契約になっていますが、いつの時点で学校を設置するというような期限とございますか、それはきっちり謳ってありません。いつまでもというわけにもいかないというなかで、今回法人が、当初、令和3年4月を目途にということでありましたので、頑張ってくださいよというようなスタンスでございましたが、コロナの影響でもう1年延ばすということですので、それはもう法人を信じてというか、適切に指導していきたいというふうに考えています。ただし、また何かの加減でいつまでもいつまでもということには私はないと思いますので、当初事業提案のあった学校設置ということについては、きっちりやってくださいというスタンスで臨みたいと思っています。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

田中委員 資料を見せていただいたら学科が二つあり、学科名のところに昼夜別と書いてあります。ここには、お昼の部が二つということを書いてくださっているのですが、学校として夜の部も本校にはあるということですか。もしあるのであれば、今はお昼だけだけれども、今後何かの形で夜の部もということにはならないのかなと思ったので、もし分かれば教えていただけたらと思います。

教育総務課長 大阪の本校のパンフレット見ますと、全日制という形になっていますので、全日制ということはお昼という理解をしております。当該、今お伝えしている学校についても、夜やるというようなことは一切聞いておりませんので、今のところ、お昼だけということになろうかと思っております。

田中委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 もう一度、ちょっと確認したいのですが。

この専門学校の開設ということで、来年4月を1年延期したと。新型コロナの影響というのは今のところ不透明なので、再来年の4月の開校が可能かどうか、その辺りもやはり不透明というのか。一点はそれですね。

そしてもう一点は、この専門学校の内容です。文化観光学科、あるいは観光通訳・ガイド学科という二つの学科が挙げられています。あえて高野山文化観光専門学校という新しい専門学校名が付いているわけですが、学科の提供内容ということで、本校にあるその学科とどの点がこの専門学校では特化しているのかを説明していただければ有難いのですが。

教育総務課長

まず一点目。コロナの影響で令和4年4月も開校が不透明ではないのかというお話しですが、これはもう、吉田委員のおっしゃるとおりだと思います。法人のほうで、1年延ばして令和4年、ひょっとしたらまた1年延びて令和5年というのはあるかもしれません。しかし、和歌山県への申請書の提出に関しまして、前々年度の12月までに計画書を提出しないといけないというようなルールがあるようですので、今回もそういう計画書、私先ほど事前協議と申し上げたのは、その計画書を県に出したということだと思います。よって、県の定められたルールどおり1年延ばしてやりたいという意思表示をきちんとされているということですので、不透明なところではありますが、今から止めときなさいというようなことは市としても言うことではありませんし、頑張ってください、世の中のコロナの影響を十分法人として分析、勘案して、学校設置に向けて頑張ってくださいとしか言いようがないのかなというふうには思っております。

それから、二つ目の、本校の学科との違いといいますか、どういう色合いがあるのかというご質問ですが。まず、本校のほうの学科が3学科あります。観光通訳・ガイド専攻学科、それから、二つ目が日中通訳学科、三つ目が日本語・日本文化学科ということです。今、旧西部中でやろうとする内容と、文化、観光、あるいは通訳ガイドということで、基本的には類似した内容になっているのかなというふうに思っています。それが、大阪本校とは違わないといけないのか、同じようなものを逆にやらないといけないのかというところについては、市としてはちょっとよくわからないところではあります。ただ、理事長のお話を聞いておりますと、今度ここで学校を開設し、この世界遺産であります高野山という所の魅力を十分に生かした形で専門的な知識を持った人材を育てていきたいというような強い思いをお持ちでありますので、法人としてはそちらの方向を向いてやっておられるのかなというふうには思っています。

教育長

よろしいですか。

吉田委員

本校と違って、ここで似たような学科名で設置しようと計画している。やはり、ある程度の特異性と学生集め。コロナ禍で学生集めが難しいという理由でありながら、やはりここはここで本校とは違ったその特異性を謳えるという形でなければ、学生集めということでは大阪市天王寺区にある本校に比べたらやはり交通の悪さからいっても先行きが逆に言えばかなり見えるのではないのかなというふうには思うのですが。ちょっとその点について、危惧します。正直言いまして。

教育長

特にお答えするのはよろしいですか。

吉田委員

はい。

教育長

吉田委員の思いということで受け止めさせていただいて、またこの危惧を払い除けられるように取り組み、進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

教育長

他にございませんか。

田中委員

当初より少し先の設立ということで、もうその頃にはコロナは収まっていて欲しいと思いますが、例えばコロナなど、こういった力を持ったウイルスが増えてきて、自粛とか緊急事態宣言等が出たときに、多くの学生が集まることに少し不安に思うところもあるかと思っております。そういった時は、市から学校の運営を少しお休みいただけますかとか、リモートにいただけますかというお願いはさせていただいたりすることは可能なのか、大阪の学校なので大阪での指示でないとお願いできないのか、ちょっと聞かせていただけたらと思います。

教育総務課長

大阪の本校は、大阪府知事が認可しています。今、旧西部中学校でやらんとする専門学校については、うまくいけば、今後和歌山県知事が認可されると思います。認可権者は知事ですので。そんな中で、仮に学校ができた。そして、何年もコロナの影響でということになれば、当然のことながら、和歌山県知事から授業の形態であるとかについては相応の指導なりが入るはずですよ。つまり、大阪の本校でも、大阪府から“もう学生を何人以上集めないように”とか、“学校へ寄せないように”というような指導といいますか、もう半分命令に近いような強い形で指示が出ていて、すべてではないようですけどもリモート授業でやっているというふうに聞いています。市としては、当然そのようにして県知事からおそらく指示が出るであろうと思いますが、市としても当然のことながら、“それ、具合が悪いですよ”というような意見なり要請なりはできるのかなというふうに思っています。

田中委員

ありがとうございます。

教育長

他にございませんか。

米田委員

基本的な確認なのですが。学生の国籍は、やはり日本人も当然入ってくるのですか。

教育総務課長

国籍に関しましては、これは和歌山県の文化学術課の班長に聞いたのですが、外国籍の方が定員の半数を超えていけないということです。「定員 160 人です。」と伝えたら、「その半数で 80 人ですので、その 80 人を超えて外国籍の人を入学させてはいけません。」と。概ね半数というようなルールがこの世界であるようなのですが、基本的には、外国籍の人は定員の半分を超えてはいけないというのはきちんと指導しますということです。“なぜなら日本の学校だから”ということ聞いてい

ます。仮に、外国籍の人と日本国籍の人を80人ずつ募集したとします。外国籍の人は、80人入学しました。日本国籍の人は残念ながら50人でした。外国籍の人の割合が多いのですが、定員の半分を超えていなければそれでいいということです。もし超えるようなことがあったら、厳しく、一定の期間は指導になるのか勧告になるのか、行政的にも認可取り消しになるのか、ちょっとその辺まではわかりませんが。外国籍の人は半数までというふうに聞いています。

米田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

米田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら、続いて報告第4号 旧信太小学校活用事業の進捗についての報告をお願いします。

教育総務課長 旧信太小学校活用事業の進捗について報告します。

平成31年3月末をもって廃校となった旧信太小学校については、平成31年1月に、信太地区区長会から廃校に伴う跡地利用の要望書の提出がありました。その主な内容は、地域の活性化に根差した地域コミュニティのための活用と、廃校後の施設運営については広く地域住民の意見を反映されたいというものでした。このことを受けて本市では、昨年5月に信太地区区長会、旧信太小PTA、民生委員、公民館関係、第2層協議体の各代表者及び市職員で構成する信太小学校跡地利用検討委員会を立ち上げ、その有効な利活用の方策について検討を進めてきました。この検討委員会では、昨年6月の第1回会議からこれまで先進地視察の実施、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」掲載案の検討、廃校マッチングイベントへのブース出展、事業者提案公募要項案の検討等、地元の皆さんに熱心にご議論いただきました。会議等の概要は資料記載のとおりです。そしてこの度、活用事業の提案を公募するに至り、3社から事業提案書の提出がありました。ちょうど12月13日（日）に提案事業プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、信太地区区長会及び跡地利用検討委員会の皆さんにもオブザーバーとしてご参加いただいたところです。現在、審査の集計等の事務処理中です。今後の予定としては、来年1月に優先交渉権者の決定、基本協定の締結、2月以降に優先交渉権者による地元説明会の実施。その後、市議会の議決を経て、今年度中に契約を締結したいと考えています。以上で報告を終わります。

教育長 報告が終わりました。ご質問ご意見はございませんか。

米田委員 3社ということですが、地元の方がここは残しておいてほしいとおっしゃる所以

外は、俗に言う一棟貸しなのでしょうか。すべての建物を1社にすべて預けるということですか。

教育総務課長 今お尋ねいただいたのは、3社のうち2社でこことここを分けなさいよということもありかということですか。

米田委員 はい。

教育総務課長 それはありません。あくまでも3社中1社を選んで、その1社で利活用いただくということを考えています。

教育長 よろしいですか。

米田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、続いて報告第5号 紀見地区公民館の建設についての報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、報告第5号 紀見地区公民館の建設について報告させていただきます。資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

まず資料の1ページの上のところには、現在の各地区公民館の概要を掲載させていただいております。各地区公民館の建築年、建替年、延床面積と職員配置状況についてはご覧のとおりとなります。この中で、今、改築、建替えされていない公民館の中で一番古い公民館が紀見地区公民館となっております。皆さんご存じのとおり、これが懸案事項ということになっておりました。このほど、市の内部のほうともいろいろ協議をしまして、市の方針が一定出ましたので、去る12月議会でも委員会のほうで報告させていただきましたが、方針を説明させていただきます。

まず、2の(1)基本方針。方針としては、紀見地区公民館を郷土資料館との複合化施設として新築するということです。公民館と郷土資料館を併せた施設というものを新築していくという方針となっております。場所は、橋本市橋谷地内にあります旧紀見小学校用地を利用するということとなります。また、駐車場用地として、その近隣にあります元JAの紀見支所の用地というのを取得する予定であります。構造等につきましてはまだ構想段階なのですが、鉄骨造の一部2階建て、延床面積1,600㎡程度を想定し、これから検討を行ってまいります。その他としまして、郷土資料館につきましては、現在の杉村公園内にあります郷土資料館とあさもよし歴史館を統合した施設として新築するということとなります。これが、建替えに関する基本方針で、市の方針として決まったものということとなります。

次に(2)に沿いまして、これまでの経過を説明させていただきます。まず、平

成 29 年 9 月 16 日には、城山台自治会のほうから紀見地区公民館の建替えについて要望がありました。これに際しまして、市のほうでは、建設用地については公民館を利用されている地元の皆さんで検討し、候補地を決めてもらいたいというふうな回答をしております。年が明けまして、平成 30 年 3 月 13 日には、城山台連合自治会との協議を行いました。連合自治会のほうからは、南海電鉄所有の終末処理場を候補地として提案があったということなのですが、市のほうはその場で回答せず一旦持ち帰りをさせていただきました。その後、5 月に再度、城山台理事会のほうと協議を行わせていただきまして、終末処理場への建設については、技術的、法的、財政的に不可能であるというふうな回答をさせていただいております。その後、昨年令和元年 10 月 8 日には、紀見地区公民館の新築候補地についてということで、要望書が紀見地区区長会長及び 12 地区公民館の範囲内の区長さんの連名で出されております。要望内容としましては、「紀見地区公民館の新築候補地について、旧紀見小学校跡地を希望します」、「現紀見地区公民館については、新たに公民館が建設された場合においても、引き続き地域住民が安心して継続利用できるよう要望します」というふうな内容でした。これに対する回答としましては、「紀見地区区長会の要望を受けて、新紀見地区公民館の建設については、令和 6 年 4 月の開館を目指したい」ということと、「現紀見地区公民館については、公共施設としての維持はできないが、地元への譲渡は可能です」という旨、それと「城山小学校内に橋本市介護予防拠点施設城山交流センターを設置しているので、地元で協議して、有効に活用してください」という、ここも積極的にご利用してくださいというふうな回答の内容になります。令和 2 年 4 月には、再度、紀見地区公民館の建設に関する要望書が橋谷区長名で出されております。内容は「駐車場の確保」、十分な駐車場を確保されたいという内容と、「安全配慮のための進入設計」、旧国道に隣接した所になりますので、安全面に配慮して設計をしていただきたいという内容でありました。

これらの流れの中で、この後、教育委員会だけでなく市長部局のほうともいろいろ協議を重ねて、北部地域の公共施設全体について会議を行ってきました。その内容が、先ほどのこども園計画も同じだったのですが、結果として、紀見地区公民館の新築というのは旧紀見小学校用地にするのですが、それと併せて、かねてからこれも教育委員会定例会でも議題となっておりました郷土資料館の老朽化という問題もありましたので、それを併せたものを新築するという方針が決まったということになります。⑥令和 2 年 11 月 7 日には、紀見地区 12 区長への説明を行わせていただきました。説明内容は、先ほど (1) で説明させていただいた基本方針の内容と同じということになります。補足としまして、駐車場用地として J A の紀見支所を取得予定であるということなのですが、台数としましたら敷地内で約 20 台、J A 用地で約 30 台、合計 50 台の駐車場用地を確保する予定であるという旨を説明させてもらっています。同じく⑦、11 月 14 日には紀見地区公民館の運営委員会の役員さんへも同様の説明をさせていただいております。

次に、(3) の今後のスケジュール (予定) というところです。令和 3 年度に向けて基本設計と隣接地の買収というのを予定しておりまして、現在これを予算要求しておるところです。予算要求をしましたので、財政当局で査定に入って、これが

決まれば当初予算として議会のほうへ予算案として提出されることとなります。これが可決されて、具体的に動き出すということとなります。令和3年度が基本設計と隣接地買収、令和4年度が実施設計、工事の設計、令和5年度に新築工事を行いたいと考えています。それをもって、令和6年4月に公民館の開館、郷土資料館につきましては内装の展示物の工事がありますので、1年延びて、令和7年4月に開館というスケジュールで進めたいというふうな方針になっております。

次のページは、位置図、予定地ということで付けさせていただいております。

簡単ですが、現在の方針ということで大まかに説明させていただきました。以上です。

教育長 報告が終わりました。何かご質問ご意見ございませんか。

教育長 ないようですので、報告第5号はこれで終わらせていただきます。

教育長 付議事項に入らせていただいてよろしいですか。

教育長 それでは、付議事項に入らせていただきます。

付議事項 議案第1号 杉村奨学褒賞及び田中久美子すこやか褒賞受章者の選考について。それから、議案第2号 森脇慶一郎善行褒賞受賞者の選考についてを一括して議題とします。

学校教育課指導係長 所管課が分かれておりますので、議案としては分かれておりますが、議案第1号及び議案第2号について一括審議をお願いいたします。

議案第1号 杉村奨学褒賞及び田中久美子すこやか褒賞受賞者の選考についてこのことについて、別紙のとおり委員会の議決を求める。令和2年12月22日提出 橋本市教育委員会 教育長 小林 俊治

まためくっていただきまして、議案第2号 森脇慶一郎善行褒賞受賞者の選考についてこのことについて、別紙のとおり委員会の議決を求める。令和2年12月22日提出 橋本市教育委員会 教育長 小林 俊治

例年お願いしております、三褒賞の推薦者についての審議でございます。資料に付けております推薦基準に基づきまして、市内に住所のある小中学校長から別紙名簿のとおり受賞候補者への推薦がございました。杉村奨学褒賞の候補者につきましては、きのかわ支援学校を除く8校から8名の中学校生徒。森脇慶一郎善行褒賞につきましては、中学校9名、小学校16名、計25名の児童生徒。田中久美子すこやか褒賞につきましては、きのかわ支援学校を除く15名の児童の推薦がなされております。委員の皆様方におかれましては、あらかじめ各候補者の推薦書をお渡ししておりますので、一人ひとりの紹介は省かせていただきます。なお、本年度表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を注視しながら、表彰式の持ち方についても今後検討を進めて参りたいと思っております。以上、三褒賞の候補者につきましてご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

教育長 議案第1号、議案第2号についての説明がございました。ご質問ご意見ございませんか。

教育長 ないようですので、議案第1号、議案第2号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認めます。原案のとおり可決することになりました。

教育長 続いて、議案第3号、議案第4号、議案第5号を一括して説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第3号から第5号までの規則の改正につきましては、この度の使用料及び減免制度の見直しに係る一連の案件であるため、一括でご説明をさせていただきます。議案の説明は、それぞれの規則の所管課より行います。議案第3号は中央公民館、議案第4号及び第5号は生涯学習課となりますのでご了承ください。また、それぞれの議案について提案内容を説明させていただいた後、私のほうから、今日お配りした資料に沿って全体の説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

中央公民館長 議案第3号 橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について別紙のとおり定めたいので、委員会の議決を求める。令和2年12月22日提出 橋本市教育委員会 教育長 小林 俊治

それでは、規則の改正についてご説明させていただきます。使用料及び減免の見直しにより、施設を利用する人としらない人の平等性を維持するため、減免基準を見直し改正するものです。今回の改正では、免除規程に社会教育関係団体に関する規程は設けず、新たな五つの減免条件を設けました。ここで影響が大きいのは、社会教育関係認定団体、公民館サークルとなります。なお、この規則は令和3年10月1日から施行となります。ご説明は以上となります。

生涯学習課長 続いて議案第4号についてです。

議案第4号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めたいので、委員会の議決を求める。令和2年12月22日提出 橋本市教育委員会 教育長 小林 俊治

それでは、議案書をめくっていただきまして、新旧対照表にありますとおり説明させていただきます。改正内容は、先ほどの議案第3号と同様でありまして、第6条の使用料の減免の規程についてすべてこれを改正し、先ほどと同一の内容とするものです。次に、附則の追加がありますが、これは今回の減免制度の見直しに伴い激変緩和措置を設けることにより追加するもので、激変緩和措置を受けることができる対象団体を示すものです。具体的には、社会教育関係団体が対象施設を利用し

た場合、激変緩和措置を適用することとなります。詳細は後ほどの資料の説明の中で申し上げます。

続いて、議案第5号について説明させていただきます。

議案第5号 橋本市社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則について
橋本市社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めたので、委員会の議決を求める。令和2年12月22日提出 橋本市教育委員会
教育長 小林 俊治

こちらの内容につきましては、これも新旧対照表にあるとおりなのですが、先ほどと同様に、減免制度の見直しに伴う改正となります。先ほどまでは施設の規則を改正するものでしたが、本規則は社会教育関係団体の認定規則を改正するものとなります。具体的には、規則の第6条で社会教育関係団体に対する補助措置を定められておまして、その中の第1号 社会教育施設並びに社会体育施設等の使用料の減額及び免除の規程を削除するものになります。これを削除することによって、社会教育関係団体に認定されているから一律に減免するというはなくなりまして、先ほどまでの規則の改正による減免条件に当てはまる場合のみ減免するということとなります。以上が議案に対する説明となります。

続いて、今日お配りした説明資料に沿って全体の説明をさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、説明資料の1ページをご覧ください。表紙裏面になります。こちらの表が、今回の使用料及び減免制度の見直しに係る例規の改正について全体の概要を示したものになります。対象となる条例につきましては、上の例規改正というところの条例で三つ、条例が関連するものがあります。そのうち改正の有無のところに丸印がついたものというのが、条例の改正を行ったものになります。規則については、それぞれの条例に関して施行規則というのがありまして、その中で減免条件等を定められておまして、これはすべてが改正の対象となっております。一番右の欄が、それぞれの条例の対象となる説明を羅列しております。

それと、新規制定というのがその下にあります。これは、以前からも説明をさせてもらっていたと思うのですが、今回の見直しに伴いまして、文教施設と維持管理基金ということで、激変緩和に伴う使用料を積み立てる基金というのを創設する、新設するというに伴いまして、条例及びその施行規則を新規に定めるものです。

その他の改正としまして、団体の減免規程に関するものとしましては、先ほどご説明申し上げました社会教育関係団体の認定規則、これを改正する必要があるということで、これも入って参ります。これらの条例あるいは規則等が、今回の使用料及び減免制度の見直しに係る例規改正等のものということになります。そのうちの上の表にある規則二つ、文教施設利用に関する条例施行規則というのと社会教育設置及び管理条例施行規則というのが、教育委員会規則というふうになっておまして、今回議案として提案させていただいたものとなります。その他の規則につきましては、市長部局のほうで審議をしていくということになりまして、条例につきましては、先の12月議会へ議案を提出させていただいて、可決されているということになります。新規制定の条例につきましても、12月議会で可決をされておま

す。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。横になっていて見難くて申し訳ないのですが、これが例規改正内容を整理してまとめたものということになります。表の見方を説明しながら、改正内容について説明させていただきます。

まず、左端に条例が書いてあるのですが、条例に対応する範囲となる施設名を記載しております。その隣の市外料金という欄ですが、現在とあるのが改正前の現在の条例に市外料金の規程があるかないか、あれば○なければ×としております。改正後というのは市外料金を導入するというものになります。例えば2ページの文教施設に関しましては、現在も市外料金の規程があるということで、それは後も変わらないということです。その市外料金の一番右の三市協という欄ですが、これも説明させていただいたかどうかわかりませんが、河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会というのがありまして、その協定によりまして、スポーツ施設については、河内長野市と五條市の市民が市民料金になるということで、お互いの市民がそれぞれの市のスポーツ施設は市民料金で利用できるというふうな取り決めをしております。これの適用があるかないかを○と×で示しております。スポーツ施設のみとなりますので、適用がある施設、ない施設というのが分かれるということになります。続きまして、激変緩和の欄になります。これにつきましても、過去にも説明をさせていただいたかわかりませんが、激変緩和措置につきましては、減免制度の見直しに伴い設けるもので、これまで減免となっていたものがこの見直しにより減免の対象外となったものについて次回見直すまでの期間として令和8年9月末までの経過措置として設けるものです。この内容につきましては、条例に規定された使用料によって3区分してございまして、使用料が1,000円未満のものは300円、1,000円以上8,000円未満のものは500円、8,000円以上のものは1,000円の3段階とするものです。対象となる施設ですが、激変緩和の対象になる、ならない施設を○と×で示しています。この区分ですが、対象となるのは、類似する施設全体の減免額が実収入額の2倍以上となっている施設、つまり、現状で減免している割合が高い施設を激変緩和の対象としているということになります。逆に言えば、激変緩和を導入しない施設というのは、これまで現在のところ減免の適用が少ない施設ということになります。例えば、社会体育施設である学文路スポーツセンターのテニスコート、伏原テニスコートについては、減免団体が利用することが少なく、一般の大人の団体が使っているとか、そういう割合が高い施設なので、激変緩和の対象施設とはなっていないということになります。ここまでの市外料金の導入、算式を含むのですが、それと激変緩和措置の対象となる、ならないという改正までが条例改正の条例の範囲となっておりまして、これについては議会のほうで同様の説明させていただいて、可決をいただいているということになります。本日説明させていただいた規則の内容ですが、規則の内容につきましては先ほど申し上げましたとおり、減免条件につきましてはそれぞれの規則で定められているということになります。

2ページには文教施設と社会体育施設があり、それぞれ施行規則がありまして、ご覧いただいたとおり、現在のところ減免の免除というか減免の条件というのがバラバラになっています。3ページ、4ページもずっとあるのですが、それぞれの条

例によって減免する内容や対象というのがバラバラになっていたのですが、今回の改正に伴いまして、先ほど議案として提出させていただいた区分のとおりに統一するという意味合いもございます。これをすべて改正するということですので、2ページにある白抜きのところというのが教育委員会規則ということで今回議案として提案させていただいた内容なのですが、3ページ以降は全体の今回の見直しに伴う改正全体を参考として載せさせていただいております。

続いて5ページから6ページについては、使用料の見直しにかかる主な経過というのを書かせていただいております。この項目が多数ありますので、一つひとつの説明はちょっと省略させていただきませんが、主なものをご説明させていただきますと、昨年6月にはアンケート調査ということで、橋本市まちづくりのためのアンケート調査においてこの負担に関するアンケートというのを行いました。それと、9月25日には、市議会の全員協議会で施設使用料の現状と今後の見直しについて、財政課のほうから報告を行っております。年が明けまして、今年1月には、施設使用料の現状と今後の見直しについて地区公民館運営委員会等に説明させていただきました。ただし、スポーツ団体に関しましては2月に説明会を予定しておりましたが、コロナの影響もあって開催ができず、3月24日に書面で発送して、書面で意見をいただいたということになります。そして、9月の定例会でも報告させていただいたのですが、8月には市で一旦見直しの方針を固めまして、その案についての説明会を開催しました。説明会の内容は9月の定例会で報告したとおりですので、内容は省略させていただきます。それと、説明会と同時期に、個別に関係団体のほうに説明するなど、市民の皆さんに丁寧に説明するよう心がけて進めてきたところです。それと、9月の文教厚生委員会では見直し案について説明するとともに、この説明会の開催状況を報告し、委員の皆様からもご意見をいただいたところです。そのあとも現在にいたるまで、関係団体や、ここには記載はありませんが庁内でも多数の協議を重ねて見直し内容を確定してきました。

次に7ページ、8ページが、今回の施設使用料及び減免の見直しの内容を求めた、市全体の、財政課が作成した資料になります。9月定例会で報告をさせていただいた内容から変更があった点だけを説明させていただきますと、まず1.市外料金導入施設の見直しの対象施設が追加されておりまして、追加した施設はこの表の下のところを書いております。社会体育施設をすべて対象としたということと、都市公園施設の住吉運動公園の多目的広場というのを市外料金導入施設に追加しております。2.減免制度の見直しの区分等につきましては、変更はありません。次に、8ページの文教施設等維持管理基金の設置についてということなのですが、その中で、4行目(2)の2行目のところで、積み立てる額なのですが、これまでは激変緩和対象施設でいただいた使用料すべてを積み立てるとしていたのですが、方針を変えまして、激変緩和に係る使用料だけを積み立てていくというふうになっております。なお、対象施設や目的等については変わりありません。4.施設使用料の改正については、前回と変わりありません。次に、5.激変緩和措置についてですが、ここについても内容については前と変更はないのですが、次回の見直し時期につきまして、これまでは令和8年頃としていたのですが、この条例の施行が、来年10月1日からとしたことによって、令和8年9月30日までということ

明記させていただいたというところが変わっております。以上が資料の説明になります。ご審議よろしく願いいたします。

教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見はございませんか。

米田委員 基本的に受益者負担。これはもう流れで仕方がないかと思うのですが、なぜそこまでやらないといけなくなったのか。例えば小売店であれば、なかなかお客様に小売の値段を上げられずに、やるだけやってもうどうしようもなく10円値上げしますよという形に順番があるのだらうと思いますが、そのやるだけやったけれどもというそこが見えないので、いきなり見直しについて出てきていますので。どうしてこうしないといけなくなったのか、どうしてこうなっているのかという、そこをもう少ししっかりと説明してもらわないと、やはりなかなか「はい、わかりました。」と、すっきりとはしないのではないかなと思います。

生涯学習課長 今回の受益者負担の見直しに関しましては、市のほう全体でいうと行政改革というのをやっております、その中には、例えば職員数の適正化ということで市の職員数を減らして人件費を減らすであるとか、もちろん今も給料のカットであるとかそういうこともありますし、未利用地の売却ということで、使っていない土地を積極的に売却して収入を得るとか、そういったいろんな取り組みの一つに使用料の負担の適正化という項目がありまして、今回はその一つとして受益者負担を求めていくという方針に決まったということです。ですので、どうして今になったかというところ、難しいところはあるのですが、市全体の行政改革、財政状況を踏まえた中で、今回の見直しに繋がってきているという流れになります。ただ、米田委員がおっしゃるような、市民の皆さんにそれがどこまで伝わっているかというのはちょっと疑問なところがあるのですが、ちょっと説明については考えていかないといけないうふうに思っております。今後ですが、これが決まりましたら、例えば利用者の方に説明をしていかないといけないうふうに思っていますので、その中で、その点についてもちょっと考慮していきたいというふうに思います。以上です。

教育長 6月、9月にいろいろご説明させていただいて、議会にも諮らせていただいて、条例については可決されました。いろいろご意見をいただいていると思うのですが、その部分はもう可決ということになっていますので。それに伴う施行規則の変更ということになりますので、その部分でのご意見ももしあればいただけたらと思います。よろしく願いします。

米田委員 三市協についてですが、○というのは、他の二つの市の市民も橋本市民料金で利用できるということですのでよろしいのですよね。これについては、見直しというのは考えられていないのですか。市外から入ってくるのと、橋本市から市外に出ていくのと。バランスはどんな感じですか。

生涯学習課長 この三市の協定につきましては、今回のスポーツ施設もそうなのですが、図書館

の相互利用というところから始まっていると思うのです。その目的というのは、お互いの利用者の増加につなげようということ、利便性を高めるということ、また三市の結びつきをもっと強くしていこうという意図があったのかなと思います。今はスポーツ施設だけを対象としているのですが、今後、例えば文教施設をどうするかということも話にはなってくると思います。今、所管課は政策企画課になるのですが、そちらのほうでどういう話になってくるかというのはちょっと今のところわかりませんし、スポーツ施設の相互利用についても、今後どうなるかというのはちょっと正直わからないところです。今回うちは市外料金を導入しましたので、今までなかった施設にも導入しましたので、それによって利用者が減ったりとか、河内長野市や五條市以外の市外からも含めてなのですが、そういうところは、料金収入の増加の割合と利用者の増減とを見比べて、その上で教育委員会としての意見を固めて、所管課のほうへは方針というかお願いというか、そういうことは伝えたいなというふうには考えています。今のところ、具体的に見直すということは決まっておられません。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

中尾委員 改正前、改正後といろいろ詳しく書いてくださってありますが、かいつまんで言いますと、今まで使用料を取っていなかったところ、使用料を取っていなかったものを取るという解釈でよろしいのですね。大まかに言うとそういう解釈なのかなと思ったのです。

それと、社会教育団体は、今までは使用料はいらなかった。でも、これからは、使用料はいただくけども減免措置があるのとないのに分けるということですか。

生涯学習課長 今までは、社会教育関係団体に関して言えば、認定をされればそれだけでその団体はどんな利用をしても一律減免になっていたと思います。そうではなしに、先ほど議案にあったような減免条件に当てはまる目的に利用した場合だけ減免になるということなので、社会教育関係団体が例えば子供で構成された団体でしたら、今までどおり減免ということになりますし、例えば普段は趣味のことをやっても、ボランティア目的で使うとか、ボランティアするために使うとかということであれば減免するということなので、団体で区分するというよりは使い方によって区分することになるのかなというふうに考えています。その辺がちょっと団体の方にとって分かり難いというご意見を8月の説明会で多々いただきましたので、ガイドラインと言いまして、ちょっと細かく、もうちょっと分かるような手引き書というか、そういう物を今作成しているところで、早いうちに市民の方とか団体の方とかそういった方には説明していききたいなというふうに考えています。ですから、全部取ろうという意図があるのではなくて、公益的なこういった五つの条件に当てはまる利用については今までどおり減免を認めますけれども、それ以外の利用については、一定の受益者負担ということでご負担いただきたいという趣旨になります。負担い

ただ額も激変緩和措置で、300円・500円・1,000円の3段階にしばらくはさせていただくという内容になります。

中尾委員

これは感想なのですが。

11月まで使用料は取ってほしくないという署名活動がされていたと思います。やはり、使う側にとっては、使用料というよりも維持費等そういうのは要るのは確かで、それは理解していても、やはり市民として橋本市が成長した橋本市であってほしい、文化を大事にしてくれる橋本市であってほしいという、あれはお金を出したくないという意味ではなくて、そういう思いがすごくこもっているのではないかなと思います。皆さんの反対と言いますか、使用料を取ってほしくないという気持ちはそういう意味からもあるのかなと私は思います。橋本市の文化を軽く見ないでほしい、他の所はどうかわかりませんが、公民館を使うのにお金がいるということは、私は恥ずかしいと思います。文化的に考えたら、公共の施設を市民がお金を払って使うのは恥ずかしいことかなという気持ちから、そういう反対意見というのが多いのかなと私は感じました。

教育長

ありがとうございます。何か心にしみる意見でした。
せっかくですので、教育部長、何かありましたら。

教育部長

この2年間、計32回の説明会や会合等で、このお話を利用者の皆さんを中心にさせていただきました。やはりその中で、そういう、中尾委員が今おっしゃった、橋本市のこれまで積み上げてきた社会教育はどうなるのかというご心配やご不安というのを、ものすごく、ひしひしと感じました。そういう中で、先ほど冒頭に米田委員のほうからもご質問があった回答にも重複するのですが、これから10年、20年、30年経った時に、橋本市の人口は大幅に減っております。それから、高齢化率がもう50%近くに達しております。そういう中で、今のこの橋本市を何とか維持していくために、この公共施設を利用するうえで、一旦今のすべての公共施設について見直していく必要が出てくるのではないかなということの中で、今回、社会教育施設におきましても、この見直しのお話が出て参りました。ですので、やはりいただいたご心配のご意見、これからの橋本市の社会教育はどうなのかというところについてのご不安については、教育委員会事務局としましても、本当に市民の皆さんのご心配を払拭できるような社会教育をこれから本当に盛り上げていくような取り組みをしていかなければならないというふうに感じております。ですので、今回減免対象を見直すことによって、一定の激変緩和措置ですけれども使用料をいただく団体さんが増えてくるのかなというふうには考えておりますが、今のこの文化の水準、社会教育をこれから成長させていくということについては、教育委員会として市民の皆さんと一緒に力強く進めていかなければというふうに感じておりますので、そこについては、また教育委員の皆さんにおかれましても、何とかバックアップ、また叱咤激励をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 他にご質問ご意見はございませんか。

中尾委員 十分わかります。これから先のことを考えれば、無くなるか、使用料を取ってでもこの施設を続けていくかというところで、本当に苦渋の選択を今していく時だったのだと思います。ですので、これが、市民がマイナスイメージを持たない明るいほうに、展望のあるほうにぜひやっていただきたいなと思います。これをマイナスにしていけば、何にもならなかったことになるとと思います。本当にいろんな苦渋の選択をしてくださったと思いますので、ぜひプラスのほうにやっていくように、それは市のほうにお願いするのではなくて、自分たち自身がそういう自覚を持てるような、そういう啓発と言えぱおかしいですが、そういうのをやっていただきたいなと思います。やって良かったといえますか、だからこういうふう発展してきたんだということになってほしいなと願います。

教育長 ありがとうございます。

教育長 それでは、採決を取らせていただきたいと思います。議案第3号、議案第4号、議案第5号を一括してでよろしいですか。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認めますので、原案のとおり決することになりました。

教育長 それでは、6 その他、協議事項に入らせていただきます。
事務局から何か協議事項はございませんか。

教育長 ないようですので、委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

田中委員 いつもどこで話せばいいかわからないので、ここでちょっと二つ言わせていただきます。

コロナ感染予防として、手洗いやうがいを徹底するように学校のほうでもご指導いただいていますし、子供たちもよくしていると思います。だんだん寒くなってくると、どうしても手洗いを本当はしないといけないけどちょっと怠ってしまうことが多くなってくると思います。なので、消毒液等が十分足りているかということを学校のほうに聞いていただけたらなと母親として思うので、一言添えさせていただきます。

それからもう一点、さっき言えばよかったのですが。紀見地区公民館建替えのときに、紀見方面には児童館がないので、公民館や郷土資料館ができますので、子供たちが集えるような工作の部屋みたいなものがあれば、児童館がないけれどもいろいろ想像力を育てられるような機会にちょうどのかなと思うので、そういうことも考えていただいて、いろいろ議論していただけたらなと思います。以上です。

教育長 寒くなるので、確かに子どもたちは手洗いをしなくなるだろうと思います。アルコールについては、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 ご意見ありがとうございます。
田中委員のおっしゃるとおり、一番そこは懸念しているところですので、寒くなりますが手洗い・うがいは引き続きするように、そこは継続して指導していきたいと思います。また、消毒液等につきましては、予算はまだございますので、そこはきちんとその辺りうまく使うように、また学校と連携しながらやっていきたいと思っています。以上です。

教育長 よろしいですか。
続いて、紀見地区公民館の設計といたしますか内容を、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 先ほど、スケジュールで申し上げましたが、今回の建設にあたっては基本設計ということで、普段、公民館を建設するだけでしたらすぐ実施設計ということになるのですが、資料館もあるということなので、その構想段階から基本設計というのを作っていくということになります。当然、その中には公民館の運営に携わる方の他に文化に詳しい方も加えて、検討会議みたいなものを設けて検討していきたいなと思いますので、今いただいたご意見についてもその場のほうで言わせていただくなりをして、子どもたちが気軽に寄れるような場所、公民館か資料館かちょっとわかりませんが、そういった場所も検討はしていきたいなというふうに思います。以上です。

教育長 よろしいですか。

教育長 教育状況の報告でお話させていただければよかったのですが、今日は高野口中学校が修学旅行から帰ってきます。良い天気にも恵まれて、ホームページを見たらみんな元気に行っていますので。これで、橋本市内19の小中学校の運動会、体育祭、それから修学旅行は、今日高野口中学校が戻ってきてくれたらすべて終わりになります。報告させていただきます。

それから児童館については、やはり公共施設というのは、今後数は減らしていかざるを得ないだろうなど。児童館を増設というのは難しいと思っています。ただ、そのバランスについて言えば、田中委員の言われたとおりで、今後、教育委員会としても、検討材料、今後どうしていくかという、児童館の在りようというのも次のステージに上ってくると思いますので、またその際にはご意見をいただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

教育長 協議事項は他にございませんか。

米田委員 我々教育委員の資質も問われ、また責任も問われる問題なのでしょうけども。総

合教育会議なのですが、それに何かかけるようなテーマがないというのも、教育委員としてむなしい気もしますし、我々頼りないのかなということになるのでしょうか。また、いろんな他市を見ていると、実際にその場で侃侃諤諤、最終的に多数決をもって決定しているとかいうことになっています。現状の橋本市の総合教育会議は、今のままであればやる意味は持たない、時間の無駄であると思っているので、もうちょっと内容を他市に見習って、先ほども申しあげましたように教育委員の責任や資質も問われますが、本来あるべき総合教育会議を一度企画してもらおうというか、見直しをしてもらえればなと私個人的には思う次第でございます。

教育長 ご意見として承っておきたいと思います。総合教育会議の内容については、私たちもいろいろ議論はしているのですが、米田委員が言われた節もでございますので、反省の基、また検討させていただきたいと思います。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら協議事項はこれで終わらせていただいて、連絡事項に入らせていただきます。事務局からお願いします。

教育総務課長補佐 1月の定例会の予定でございます。1月の定例会は、年明け、令和3年1月26日（火）9時から、こちらの第5展示室で開催させていただきたいと思います。続きまして、2月の定例会は、2月24日（水）9時から、同じくこちらの第5展示室で開催させていただきたいと思います。以上、1月と2月の定例会の予定でございます。

 続きまして、すでに委員の皆様にはご案内のほうは届いていると思いますが、年明けの仕事始め式でございます。仕事始め式は、1月4日（月）10時から、この文化会館2階の大ホールで開催というふうな形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

 それと、毎年2月に行っております教育功労者の表彰式。こちらのほうは、2月18日（木）9時から開催させていただく予定ということで今事務のほうを進めている段階でございます。日程は2月18日9時からということで、ご予約のほうをお願ひしたいと思います。

 事務局のほうからは以上でございます。

生涯学習課長 ここには書いていないのですが、少し補足として、成人式についてです。

 1月10日に成人式を開催させていただく方向で今のところ調整をしておりますが、前にもお伝えさせていただいたかも知れませんが、来場者の制限をすることで、新成人自体も二部制にして分けるということと、来賓につきましても、ちょっと人数を絞らせていただいているということになりますので、来賓は議長のみ、主催者は市長と教育長のみということでさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。成人式自体、県内でも中止にしているところとか延期にしているところが出てきていますので、今後の状況を見て対応したいと考えております。

す。ちょっと報告まで言わせていただきました。

教育長

ということで、今のところはそういう形で行う予定ですが、場合によってはということも含みください。

それから、1月4日の市長への挨拶といいますか、これは仕事始め式が終わってからになるのですかね。いつもどうでしたでしょうか。教育委員さん、ご挨拶に行ってくださいって思うので。終わってからでしたかね。今までのを調べて、また連絡させていただいてよろしいですか。場合によっては10時より前に来ていただいて、教育長室で集合して、ごあいさつ回りという形になるかもわかりませんが、それはまた事務局のほうで連絡をお願いしたいと思いますので。よろしく願います。

教育長

他に連絡事項はございませんか。

教育長

ないようですので、これをもって教育委員会12月定例会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

そして、今年中は会えないかもわかりませんので、良いお年をお迎えいただけたらと思います。ありがとうございました。

(午前10時45)

署 名 委 員